

市・県民税の減免

問 税務課市民税係 ☎95-9878

以下の条件に該当する人は、2022年度の市県民税が減免になります。

●2022年1月2日以降に死亡した納税義務者のうち2021年中の合計所得金額が500万円以下の人（市県民税全額減免）

●2022年中の所得が2021年中の所得より著しく減り生活が困難になった人（市県民税所得割額の2分の1減免）

対 2021年中における合計所得金額が500万円以下で同一生計配偶者又は扶養親族がいる人で、2022年中の合計所得金額見込みが2021年中の合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められる以下に掲げる人

対象	必要書類
負傷、疾病により長期間（90日以上）働けない状態の人	医師の診断書
失業した人（定年や自己の都合による退職は該当しない）	雇用保険受給資格者証、会社が発行する退職証明書（住所、氏名、生年月日、雇用期間、退職理由の詳細を記載）、解雇・雇止通知書など
倒産した人	倒産の分かる書類など

●2021年12月31日時点で勤労学生で以下に該当する人（市県民税全額減免）

対 自己の勤労に基づく給与所得などがあり、合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の人

※勤労学生の対象となる学校については問い合わせてください。

必要書類 2021年12月31日時点で学生であることを証明する書類

注意

減免の対象となる市県民税は、納期限未到来分で、かつ未納分に限ります。すでに納期限が到来したものや納付したものは、減免の対象となりません。該当する人は、納期限前かつ納付前までに必ず申請をお願いします。

後期高齢者医療保険

問 国保年金課医療係 ☎95-9892

後期高齢者医療保険に加入している人の今年度の保険料率などは、以下のとおりです。2022年度の保険料は、7月中旬に届く決定通知書で確認してください。年金からの天引きや口座振替以外の人は、同封の納付書を使って金融機関で支払ってください。

2022年度保険料額

均等割額	49,398円
所得割額	9.57%

2022年度の保険料額＝49,398円＋（2021年中の所得金額－基礎控除額）×9.57%

- ・100円未満は切り捨てで限度額は66万円です。
- ・所得金額などに応じて均等割額が2～7割軽減されている場合もあります。

基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

限度額適用・標準負担額減額認定証は、入院時の医療機関窓口での負担（食事代など）が軽減される認定証です。認定証の交付を受けている人で、2022年度も対象になる人には、8月以降に使用する認定証を7月下旬に郵送します。

新しい保険証を7月中旬と9月中旬に送付します

現在使用している保険証の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)から9月30日(金)まで使用する保険証（赤茶色）を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

また、2022年度は医療費窓口負担の2割負担導入に伴い、10月1日(土)から使用する保険証（青色）を9月中旬に送付します。

医療費窓口負担割合の変更

10月1日(土)から、一定以上の所得のある人の医療費窓口負担割合に2割が加わります。自分の負担割合は、9月頃に届く新しい保険証で確認してください。

後期高齢者医療コールセンター

県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンター（電話窓口）を開設します。保険料の算定方法や保険証の負担割合などについては問い合わせてください。

☎0570-011-558

（7月11日(月)～12月28日(水)
8時45分～17時15分